

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2021年2月の相談状況

「4月から同一労働同一賃金が全面始動！」

「労働者の力で差別待遇を無くそう！！」

1. 2021年2月の相談状況

(1) 相談件数について

〔相談者数の推移 対前月比及び前年同月比〕

年月	項目	相談者 (人)	相談件数 (件)	一人当たり相談件数 (件)
2021年2月		70人	98件	1.40件
2021年1月		68人	100件	1.47件
2020年2月		77人	108件	1.40件

資料-1 「2021年 雇用形態別 相談者数 月別集計」

資料-2 「2021年2月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」

資料-3 「2021年2月 相談件数 (雇用形態別)」

相談者数は70人、相談件数は98件、一人当たり相談件数は1.40件と
なっています。前月対比では、+2名・-2件です。前年同月との対比では-7
人・-10件となりました。前月対比ではほぼ同数ですが、前年対比で若干の
減少傾向となっています。

(2) 雇用形態別 相談者数・相談件数・一人当たりの相談件数

〔雇用形態別 相談者数(人)〕

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	30	6	0	4	0	0	1	2	43
女	5	8	9	4	0	0	1	0	27
計	35	14	9	8	0	0	2	2	70

〔雇用形態別 相談件数(件)〕

	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	43	7	0	5	0	0	1	2	58
女	7	10	13	8	0	0	2	0	40
計	50	17	13	13	1	0	3	2	98

資料-2 「2021年2月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」

資料-3 「2021年2月 相談件数 (雇用形態別)」

相談者70名のうち男性は43名、女性は27名です。雇用形態では所謂正規雇用者数は35名で、非正規雇用者数は35名となっています。また、相談件数においては、合計98件で男性58件、女性40件となりました。雇用形態別で見ると、所謂正規雇用者数は35名・50件で非正規雇用者数は35名・48件となっており、正規・非正規の比率で見た場合、正規雇用者からの相談者数・件数共に多い傾向にあります。

(3) 業種別・雇用形態別 相談者数について

〔業種別及び雇用形態の相談者の分布〕

業種	雇用形態								人数	件数	一人/ 件数
	正社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他			
A 農林水産業											
B 鉱業・採石業											
C 建設・設計・重機業	2								2	3	1.50
D 食品製造業	1								1	1	1.00
E その他製造業	2	1					1		4	5	1.25
F エネルギー・水道業											
G 通信・報道・IT業											
H 交通業	1	2							3	3	1.00
I 陸運・倉庫業	2			1					3	5	1.67
J 卸・小売・飲食店	7	1	4	6					18	23	1.28
K 商品斡旋・リース業											
L 金融・保険業											
M 不動産業	3								3	5	1.67
N 医療・保健・医療品業	3	1							4	6	1.50
O 社会福祉・介護業	4	2	2				1		9	14	1.56
P ビル管理・警備業	2	2							4	7	1.75
Q 労働者派遣業											
R 教育・学習支援業	4								4	6	1.50
S 会計・行政・法律事務所			1						1	2	2.00
T 宿泊・娯楽業	4								4	6	1.50
U 複合サービス業											
V その他サービス業	1	4		1					6	8	1.33
W 廃棄物処理業											
X 公務・公共サービス											
Y 分類不能・その他			2					2	4	4	1.00
合計	35	14	9	8			2	2	70	98	1.40

資料－4 「2021年 業種別 相談者数 月別集計」

資料－5 「2021年2月 相談件数 (業種別)」

業種別相談者数及び相談件数は、「卸・小売・飲食店」「社会福祉・介護業」の2業種に加え、「その他サービス業」も相変わらず多い傾向にあります。「社会福祉・介護業」はコロナ以前から相談者数及び件数は多い傾向にありましたが、その他2業種においては、コロナの影響を受けやすい業種に当てはまることから、それに比例して相談が増加傾向にあると言えます。

(4) 相談内容について

〔相談内容と雇用形態の分布〕

	正社員		契約		パート		アルバイト		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
組合	1																1	
契約	9		1	3		4	1	1					1	1			12	9
賃金	9	2				4	1	1									10	7
時間	6	2	1	2		2		4						1			7	11
雇用	2		4				1										7	
退職	6		1	4		2		1									7	7
保険	7			1			1										8	1
安全	1	1															1	1
差別	2	1				1	1	1									3	3
その他		1													2		2	1
合計	43	7	7	10		13	5	8					1	2	2		58	40

資料－3 「2021年2月 相談件数（雇用形態別）」

資料－6 「2021年 月別集計 相談件数（相談項目別）」

寄せられた相談内容を見てみると

「労働契約関係」	21件（就業規則・雇用契約16件、その他5件）
「労働時間関係」	18件（年次有給休暇11件、長時間労働2件、その他5件）
「賃金関係」	17件（不払残業・割増賃金8件、賃金支払・控除3件、その他3件、賃上げ・賃下げ1件、一時金・諸手当1件、最低賃金1件）
「退職関係」	14件（退職金・退職手続き9件、その他5件）
「保険・税」	9件（雇用・労災5件、健保・年金2件、その他2件）
「雇用関係」	7件（解雇・退職強要・契約打ち切り6件、その他1件）
「差別等」	6件（嫌がらせ・パワハラ6件）
「その他」	3件（経営問題・労務管理1件、その他2件）
「労働安全衛生」	2件（労働災害1件、その他1件）
「労働組合関係」	1件（組合結成1件）
相談件数合計	98件

「労働契約関係」「労働時間関係」「賃金関係」「退職関係」の4項目の相談が全体の71.4%に達しており、コロナが影響した退職・契約更新拒否・解雇や雇止めといった相談も増えています。

相談者の雇用形態においては、男性正社員からの相談が多く、契約・パート・アルバイトは女性といった偏りが出ています。

(5) 相談における違法状況について

〔項目別違法件数の分布〕

項目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	13件	76.4%	17件
労働契約関係	9件	42.8%	21件
雇用関係	6件	85.7%	7件
労働時間関係	2件	11.1%	18件
退職関係	2件	14.2%	14件
差別等	1件	16.6%	6件
労働安全衛生	0件	0.0%	2件
保険・税	0件	0.0%	2件
労働組合関係	0件	0.0%	1件
その他	0件	0.0%	3件
総数	33件	33.6%	98件

資料-3 「2021年2月 相談件数（雇用形態別）」

資料-7 「2021年 月別集計 違法件数（相談項目別）」

70名から寄せられた98件の相談件数のなかで、違法と判断される件数は33件です。そして違法率は、33.6%という状況です。相談項目では「賃金関係」「労働契約関係」「雇用関係」の項目で全体の84.8%を占めており、比率的には高い水準となっています。

違法件数が30件代に下落したのは2018年2月以降初となります。この状況が続くことを願うところです。

2. 2021年2月の雇用情勢

2021年2月は、前月と比較して相談者数、相談件数ともに大きな変動はない状況ですが、前年同月と比較すると人数・件数ともに減少傾向となっています。

昨年各月との比較においても、相談件数が100件を下回っている点、相談者数も70名と低レベルを維持している点を総合的に判断すると、さっぽろ労働相談センターへの相談件数が減少していることが数値として表れています。これは、昨年2月からのコロナ禍における相談件数の増加に対し、関係機関(相

談窓口)がこれまで以上に開設され、マスコミ等でも取り上げられたことから、相談者が一極に集中せず、分散したことが要因していると分析できます。ですので、全体的な相談者数が減っていることにはならないと思われ、労働環境の改善が進んでいるとは言えない状況です。

相談の具体的内容は、求人内容と実態が異なる問題、所謂求人のミスマッチが増えています。ハローワークを通した求人では、法改正を受け虚偽の条件を掲示し労働者の募集を図った場合は、刑罰の対象となったことにより減少していると思われませんが、民間の求人誌やサイトでは、事実と異なる求人が掲載されていることは少なくありません。なかには悪質で詐欺的な掲載もあり注意が必要となっています。このような実態を受け、相談件数にも反映されているものと思われます。

また、コロナ禍を理由に業績が悪化したとして、賃金引き下げや出勤日数の削減(パートやアルバイトなどの時給労働者)を強行するケースも目立ちます。

本年4月1日から、同一労働同一賃金が法律によって全面施行されます。この法律では、正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇格差を禁止するものとなります。更に、使用者に対し、非正規労働者の待遇に関する説明義務が強化されます。

厚生労働省では、同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針※厚生労働省のホームページに掲載)により、賃金・福利厚生等細部にわたり公正処遇を規定していますので、是非確認してください。

この法改正を生かし、雇用格差を是正させるため、これを機会に自らの処遇を含め、職場の仲間や知友人が差別待遇を受けていないか確認して見る必要があります。ひとり一人の労働者が考え行動することが労働環境改善に繋がると信じ行動しましょう。

使える法律や制度はあります。おかしいな!?!と思ったら、まずは、最寄りの労働組合や弁護士、場合によっては労働局などの行政機関に相談しながら、自分の権利が侵害されていないかしっかりと確認する必要があります。

あきらめからは何も生まれません。まずは相談を!